

藤枝市中心市街地活性化基本計画の概要

藤枝市中心市街地活性化基本計画

計画期間 平成20年～25年3月（概ね5ヵ年）

計画区域 藤枝駅周辺 約160ha

認定申請 平成20年1月22日

認定 平成20年3月12日

まちづくりの視点

- ・スポーツ・健康をまちづくりに活用
- ・コミュニティ・交流機能の強化
- ・まちのリフレッシュによるまちの「顔」づくり

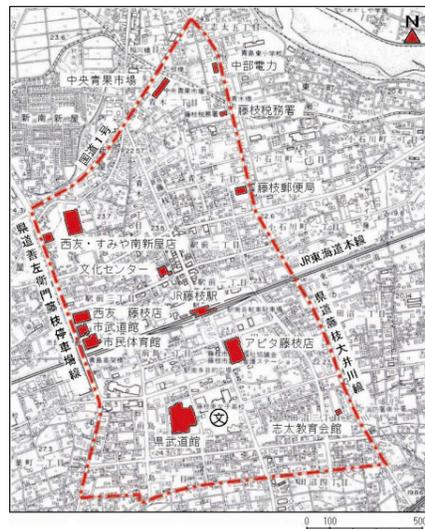
まちづくりのテーマ

「来る人 住む人 充実満足 ～多機能都心」

- スポーツ・交流でひと・まち元気 -



藤枝市中心市街地区域



藤枝市中心市街地の課題

吸引力、回遊性の魅力が弱く、まちに人が滞留しない
街なか居住機能の器『量』は増えているが、暮らしを支える機能・環境『質』が不十分

土地の有効活用
ストックの改修・更新

まちづくり体制の強化

藤枝市の新たな取り組み
・サッカーを活かしたまちづくり
・富士山静岡空港を活かした観光・交流

社会の動向・環境変化への対応
・都市間競争への対応
・健康長寿の実現
・大交流時代への対応

まちづくりの方針

- 方針1 特性を活かした拠点づくりや発信による、集い・すごし・にぎわうまちの実現
方針2 活動・交流の創出による、地域や人とつながった質の高い暮らしの実現

中心市街地活性化のための目標

目標1 人々が集い、快適・満足に、はつらつとすごせるまち

目標指標 歩行者通行量 6,755人/12h (H18) 約8,400人/12h (H24) 休日・4地点

目標指標 宿泊客数 41,488人/年 (H18) 約61,500人/年 (H24)

目標2 結びつきに支えられ、健やかに暮らせるまち

目標指標 公共施設の利用者数 661,955人/年 (H18) 約947,000人/年 (H24) 5施設

都市計画手法の活用

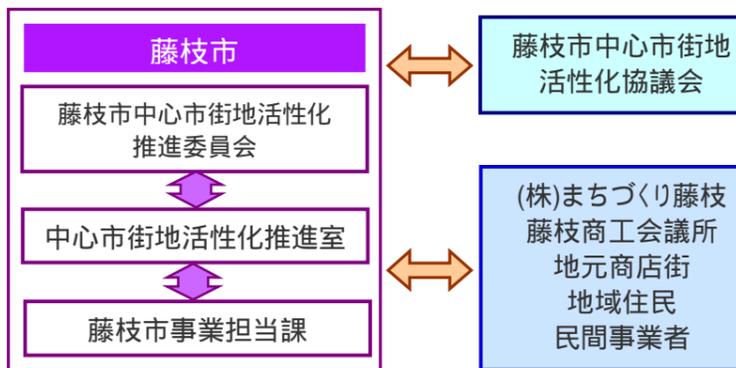
大規模集客施設の立地規制 準工業地域の特別用途地区指定・建築条例の公布、施行 (H19.12.21)
商業業務機能の集積や土地高度利用の促進のため、合意形成を図る中で用途地域見直しや地区計画等を検討

主な活性化事業

市街地の整備改善事業	
1	青木土地区画整理事業
2	青木中央公園整備事業
3	青木北公園整備事業
4	市道4地区106号線（交通バリアフリー化推進事業）
5	市道4地区357号線（交通バリアフリー化推進事業）
6	県道特定経路交通バリアフリー化推進事業
7	小川青島線整備事業
8	駅前公園整備事業
9	駅南近隣公園整備事業
10	藤枝駅北口地区市街地再開発事業
11	駅前1丁目建物共同化事業（優良建築物等整備事業）
12	電線共同溝整備事業
13	公共下水道整備事業
都市福利施設整備事業	
14	新図書館整備事業
15	市営駐車場再整備事業
16	藤枝駅北口地区暮らし・にぎわい再生事業
17	文化センター地区暮らし・にぎわい再生事業
18	市民体育館耐震化事業
19	青木地区公用公共施設整備事業
住宅の供給および居住環境向上事業	
20	地域防災施設（備蓄倉庫）整備事業
21	地域優良賃貸住宅整備事業
22	安全・安心まちづくり支援事業（防犯カメラ設置事業）

商業の活性化事業	
23	大規模小売店舗立地法の特例措置
24	藤枝駅周辺にぎわい再生拠点施設整備事業 [BiVi藤枝計画]
25	藤枝駅周辺情報発信マルチメディア活用事業
26	富士見町地区街かどパーキング整備事業
27	藤枝駅南口西地区ABC街区開発事業 [新日邦藤枝駅南口開発プロジェクト]
公共交通機関の利便促進事業	
28	生活交通バス路線維持事業
29	自主運行バス運行事業

中心市街地活性化の推進体制



まちづくりのステップ（進め方）

